

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等(以下「苦情等」という。)を最寄りの営業店又はリスク統括部で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店又は次の担当部署へお申し出ください。

名 称	西中国信用金庫 リスク統括部
住 所	〒750-0018 山口県下関市豊前田町三丁目1番14号
電話番号	0120-67-5563(フリーダイヤル)
受付日時	平日9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは最寄りの営業店又は上記リスク統括部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク統括部又は上記「全国しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京三弁護士会		
	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

- ⑥ 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)・(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫リスク統括部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページ又は当金庫ホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、山口県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、山口県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

⑦ 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に苦情処理責任者を配置するとともに、リスク統括部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出について事実関係を把握し、営業店、関係部署及びリスク統括部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。